



複数の運搬業者に委託した場合の区間委託マニフェストC2票の取り扱い

質 問

- ①相談者： 産廃収集運搬業者
- ②相談案件： 区間委託マニフェスト
- ③相談内容： 区間委託マニフェスト伝票のC2票一枚は区間委託の全運搬業者に渡せない。C2票のコピーを各運搬業者に渡せばよいのか。

回 答

区間委託のマニフェストの場合には、C2伝票は、処理施設に搬入した最終の運搬受託者（例えば区間3）が保管する。ただしその他の区間（1及び2）の運搬受託者から請求がある場合にはC2伝票のコピーを送付することで対応可能である。

【処分受託者は、廃棄物の中間処理が終了したときに、C1票の処分担当者の【処分終了年月日】欄に日付を記入しC2票を区間3の運搬受託者に送付する】（マニフェスト伝票運用テキスト）

